

パリ協定の実施のための国内法制度の整備に関する意見書

2017年（平成29年）2月16日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

国は、パリ協定の実施のために、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「推進法」という。）に代えて、以下の項目を盛り込んだ気候変動対策基本法（仮称）を制定し、実施の措置を採るべきである。

- 1 法の目的に、平均気温の上昇を産業革命以前の水準から2℃を十分下回り、
 1. 5℃に抑えるよう努力することを掲げ、我が国の長期目標として、パリ協定第4条第1項の定めに沿って、今世紀の後半に温室効果ガスの発生源による人為的な排出と吸収源による人為的な除去とが均衡すること（同第2条第1項（a））を目指すことを明記すること。
- 2 長期目標に至る過程における目標とその改定について、
 - (1) 2050年までに、温室効果ガスを1990年比80%削減すること¹を定め、その過程における目標として、2030年には1990年比50%又はこれに準ずる削減、2040年には1990年比60%を超える削減目標を定めること。
 - (2) 2050年目標と整合的な温室効果ガス低排出型発展の長期的戦略（長期ビジョン）を作成する（同第4条第9項）とともに、世界全体での排出削減の進捗評価（同第4条第19項）を踏まえ、2050年目標とも整合的になるよう、5年ごとに目標を引き上げること（同第4条第2項及び同第9項）を定めること。
- 3 国家適応計画を策定し、必要に応じてこれを改定することを定めること（同第7条第9項）。
- 4 目標及び主要施策の策定・改定に当たって、科学の知見を基礎とし（同第13条及び第14条第1項）、国民の意見を反映させることを定めること。
- 5 目標の実施のための措置（同第4条第2項）として、以下の措置の導入を明記すること。
 - (1) 炭素税や国内排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード型）等の炭素の価格付け措置

¹温室効果ガス的人為的排出量から森林等の吸収源による人為的吸収を除去したものである。以下の削減目標も同じ。

- (2) 排出削減目標年ごとの再生可能エネルギーの導入目標の設定
- (3) 固定価格買取制度の維持及び発送電系統への優先接続等の再生可能エネルギー導入促進の措置

第2 意見の理由

1 パリ協定の発効と実施に向けた国内法の必要性

(1) パリ協定の採択と発効

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2014年）によれば、地球温暖化は疑う余地がない。地球温暖化による気候変動は既に現実のものとなり、世界各地で異常気象による甚大な洪水や旱魃などが頻発し、生命、健康、財産や生態系に甚大な被害を及ぼしており、速やかに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減に取り組まなければ、今後、気候変動の影響は世界全体で更に深刻化し、地球規模で生態系や人間社会に不可逆的な危険を及ぼすものである。

このような気候変動の脅威に対し、1990年に気候変動枠組条約（以下「条約」という。）が採択され、1997年の第3回締約国会議（COP3）で、2012年までの先進国の温室効果ガスの排出削減目標を盛り込んだ京都議定書が採択された。しかし、その後も世界の排出量は増え続け、産業革命以前からの気温上昇を2℃未満に抑えるために、IPCC第4次評価報告書（2007年）は、2050年に先進国全体で1990年比80%以上の削減が必要とし、第5次評価報告書（2014年）では、平均気温の上昇は二酸化炭素の累積排出量とほぼ比例関係にあり²、2℃未満に抑えるためには、2010年比で2050年には世界の温室効果ガスの排出量を40%～70%削減、2100年にはほぼゼロ又はマイナスにする必要があると警告した。

こうした科学からの警告を受け、麻生太郎首相（当時）が出席した2009年のG8サミットで、日本を含む先進国は1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%又はそれ以上削減するとの目標が支持され、COP16（2010年）で2℃目標を確認した。その後も交渉が重ねられ、2015年12月12日、COP21において、京都議定書に代わる国際条約として採択されたのがパリ協定である。パリ協定は2016年1

²二酸化炭素は安定した物質で、吸収源に吸収される以外は大気中に残留するため、これまでの累積排出量が平均気温の上昇と比例関係にあるもの。森林等に吸収された二酸化炭素も、いずれ大気中に放出される。

1月4日に発効し³，2016年11月に開催されたCOP22とあわせてパリ協定第1回締約国会議（CMA1）が開催され，COP24でのパリ協定の運用ルール採択が予定されている。日本は2016年11月8日にパリ協定を批准している。

(2) パリ協定の内容

パリ協定は，その目的として，地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比して2℃を十分に下回る水準とすること，及び1.5℃に抑えるよう努力することを掲げ，その実現のために，できる限り速やかに世界全体の温室効果ガスの排出量を頭打ちにすること，並びに今世紀の後半に温室効果ガスの発生源による人為的な排出と吸収源による人為的な除去とが均衡することを旨とする長期目標を掲げている。これは，二酸化炭素の人為的排出量と，森林や海洋等による吸収量を人為的に増加させた量とを均衡させ，今世紀後半のうちに二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指すもので，脱炭素化ともいわれている。

このパリ協定の目的を実現するため，全ての締約国は，5年ごとに自国の削減約束（NDC）⁴を作成して条約事務局に提出・更新し，保持し続けることになる。

既に世界の排出量の98%を占める国が2030年又は2025年の目標を提出しているが，現在の各国提出の削減目標を達成しても2.9℃～3.4℃の気温上昇をもたらす水準であること⁵から，パリ協定には，世界全体で長期目標に近づいていくために，2023年を第1回として，5年ごとにパリ協定の目的に照らした世界全体での実施状況を評価（グローバル・ストックテイクと呼ばれる。）し，その結果を指針として，各国が5年ごとに提出する目標の引上げが求められる仕組みも組み入れられている。パリ協定とあわせて採択されたCOP21決定（第20項）で，第1回のグローバル・ストックテイクの前の2018年に長期目標に向けた進捗のために，「促進的対話」を行うこととされ，より早期に見直しの機会が到来する。

また，各国の削減目標の見直しのために，各国は，2020年までに，今世紀中頃までを見通した低排出型発展の長期戦略（長期ビジョン）を作成し，

³パリ協定の発効要件は55か国と世界の最新の排出量の55%を占める国の批准・承認等があった日から30日後である（パリ協定第21条）。2016年12月31日までに194か国が署名し，119か国（世界の排出量の80%）が既に批准・承認等をしている。

⁴Nationally Determined Contribution

⁵国連環境計画（UNEP）の年次排出量ギャップレポート（The Annual Emissions Gap report, 2016年11月）

提出することが求められている⁶。

さらに、各国は、提出・更新したNDCの達成を目指して国内措置を実施する義務を負うことになる。

こうしたパリ協定の目的及び今世紀後半に排出と吸収を均衡させる（実質排出ゼロにする）との長期目標は、国際社会が今後、脱炭素の経済社会へと転換し、気候変動の悪影響を最小化していく方向性を明確に示したものである。さらに、その実現に向けて、5年ごとに各国のNDCを提出・更新する仕組みや気候変動の悪影響への適応計画の策定を含むパリ協定は歴史的合意と高く評価されている。

(2) パリ協定の早期発効の要因

パリ協定がその採択から1年も経ずに発効に至ったことは、IPCCの報告、条約や京都議定書の下での国際交渉の積み重ねによって、国際社会で気候変動問題への地球規模での取組の重要性及び緊急性の認識が共有されてきたことを示すものである。

加えて、パリ協定で明記された今世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロとするとの長期目標は、エネルギー効率を飛躍的に高めるとともに、産業革命以降、今日に至るまでの主要なエネルギー源である化石燃料等から再生可能エネルギーへと転換していくことを通して、地球規模での経済社会の大変革（トランスフォーメーション）を実現しようとするものである。京都議定書の下で先進国だけでなく途上国でも太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの大幅導入が進み、福島第一原発事故を契機として世界で更にその流れが加速されてきたこと、その結果、近年、急激に発電コストが大きく低減し、今後も更に低下が見込まれていること⁷やシェールガスの開発によって石炭から天然ガスへのシフトが進んでいることも、パリ協定の採択・早期発効を後押ししたものである。

2 気候変動対策基本法（仮称）の制定と実施のための措置導入の必要性

パリ協定が発効し、我が国もこれを批准したことにより、パリ協定の内容を組み込んだ国内法に基づき、これを確実に実施していくことが急務である。

我が国の気候変動・地球温暖化対策に係る基本的法律は、京都議定書の採択を受けて1998年に制定された推進法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）及び2015年に制定された建築物のエネ

⁶2017年1月31日時点でアメリカ、メキシコ、ドイツ、カナダ、ベナン共和国及びフランスが提出している。

⁷国際再生可能エネルギー機関（IRENA）報告書（The Power to Change: Solar and Wind Cost Reduction Potential to 2025）（2016年6月15日）

ルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築省エネ法」という。）等である。しかし、推進法はその目的に条約の究極の目標を掲げるにとどまっており（推進法第1条）⁸、気温の目標や温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることはもとより、2012年4月の第四次環境基本計画（閣議決定）における2050年までに80%の温室効果ガス排出削減を目指すとの目標も掲げられていない。また、国の責務として、「総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施する」（推進法第3条第1項）、「温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意する」（推進法第3条第2項）、基本方針と政府の事務事業に関する実行計画を定める（推進法第3条）ということとどまり、パリ協定の気温の水準や人為的排出と吸収を均衡させるとの目的、目標及びこれを実現する法的枠組みとはいえない。

省エネ法及び建築省エネ法は、産業分野及び建築分野におけるエネルギー効率について規制する法律であり、温室効果ガスの排出削減を目的とする法律ではない。

2016年4月に地球温暖化対策計画が策定され、同計画及びその前提として2015年に作成された日本の約束草案⁹では、2030年に温室効果ガスを2013年比で26%削減（1990年比18%減）するとしているが、同目標は、2015年6月17日付け「『日本の約束草案（政府原案）』に対する意見書」及びその前提とされた同日付け「『長期エネルギー需給見通し¹⁰（案）』に対する意見書」並びに2016年4月5日付け「『地球温暖化対策計画（案）』に対する意見書」で述べたとおり、低きに過ぎ、2050年80%削減と整合的とはいえず、政策措置も不十分である。

当連合会は、2009年5月8日付け「気候変動／地球温暖化対策法（仮称）の制定及び基本的内容についての提言」及び2010年3月18日付け「地球温暖化防止対策基本法案に関する意見書」等において、中長期目標及び低炭素経済への移行のための政策措置の導入を盛り込んだ基本法の制定の必要性を指摘してきたところであるが、パリ協定の発効・我が国の批准を踏まえて、推進法に代えて、パリ協定の国内実施のための包括的な基本法として、気候変動対策基本法（仮称）（以下「基本法」という。）の制定と主要な対策措置について

⁸条約第2条「この条約及び締約国会議が採択する法的文書には、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。（省略）」

⁹2015年12月のCOP21前に日本が提出した2030年の削減目標と対策。

¹⁰経済産業省が、将来のエネルギー需給構造の見通しとして策定したもの。直近では2015年7月に改定された。

提案するものである。

3 基本法に盛り込むべき事項

(1) 目的及び長期目標の設定

パリ協定の批准により、我が国においても、パリ協定に掲げる目的及び長期目標は、排出削減の基本的な指標となるものである。よって、基本法には、その目的として、地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準と比して2℃を十分に下回る水準とすること、及び1.5℃に抑えるように努力するとのパリ協定第2条第1項(a)に定める目的を掲げ、長期目標として、同第4条第1項に沿って、今世紀後半に温室効果ガスの発生源による人為的な排出と吸収源による人為的な除去とが均衡することを目指すことを明記すべきである。

(2) 長期目標に至る過程における目標とその改定

① 2050年80%削減の法定

当連合会は前記意見書等で、温室効果ガス排出削減の2050年目標として1990年比80%削減（以下「2050年80%削減目標」という。）を法に明記するよう求めてきたところである。政府においても、2009年のラクイラG8サミットや日米気候変動に関する共同メッセージ等で80%削減を目指すことを確認してきている。これは先進国の共通目標であり、2014年4月の第四次環境基本計画（閣議決定）にも掲げられている。2050年80%削減目標は長期ビジョンの指標ともなるものであり、基本法に2050年までに1990年比で80%削減することを明記すべきである¹¹。

② 2030年以降の目標設定

パリ協定の下で、各締約国は、自国のNDCを作成して提出し、保持し続けること（同第4条第2項）が求められている。

当連合会は、2014年7月18日付け「IPCC第5次評価報告書を踏まえた地球温暖化防止を求める意見書」において、2050年80%削減目標と整合的となるよう、2030年には1990年比で50%近い削減、2040年には同60%を超える削減とする目標を定めるよう提言してきたところである。よって、この目標を法に定めるべきである。

(3) 低排出型発展長期的戦略（長期ビジョン）の作成及び5年ごとの削減目標の見直し・引上げサイクル

¹¹2008年に制定された英国気候変動法には2050年に1990年比80%削減目標及び5年ごとの削減目標の改定・引き上げが盛り込まれている。

パリ協定において、各国は2020年までに、今世紀半ばを見通した温室効果ガス削減の長期ビジョンを作成し、提出することが求められている（同第4条第19項及びCOP21決定第36項）。2016年5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、日本を含むG7諸国は2020年よりも十分先立って低排出型発展長期的戦略を策定・提出することを約束しており、ドイツ、米国及びカナダはCOP22期間中に提出済みである。こうした長期ビジョンは、我が国の持続可能な発展のための戦略でもあり、基本法にその策定と必要に応じて改定されるべきことを盛り込むべきである。

さらに、5年ごとの全体でのグローバル・ストックテイク（同第14条第1項）の結果を指針として、5年ごとにより引き上げたNDCを提出して更新する（同第4条第3項及び同第9項）ことが求められている。

そこで、長期ビジョンを踏まえ、グローバル・ストックテイクの結果を指針として、最新の科学に照らし、我が国の目標を5年ごとに評価・見直すこと、目標の見直し・改定においては、改定前の目標を十分に上回るものでなければならないことを規定すべきである。

(4) 国家適応対策の策定・改定

パリ協定に基づく削減対策が実施されたとしても、今後1℃以上の気温上昇は避けられず、気候変動の影響はより深刻となることから、適応対策も不可避となる。また、地域によって気候変動の影響は異なることから、適応対策は自治体の取組がより重要となる。

政府は2015年11月に気候変動の影響への適応計画を閣議決定したが、現状の災害対策等を寄せ集めたものにとどまっている。パリ協定第7条第9項でその策定が求められているものであり、長期的視点に基づく国家適応計画の策定を法定計画とし、地方自治体にも策定を求め、必要に応じてこれを改定することを法で定めておくべきである。

(5) 科学の尊重と国民参加

今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにするというパリ協定の目的は、我が国においてもこれまでの経済社会構造を根本的に変革することが求められる。その取組や速度は科学の要請に基づき、国民・事業者等、全てのセクターの参加によって策定され、実行されることにかかっている。

パリ協定では締約国の相互の信頼及び信用を醸成し、その効果的な実施のためにIPCCの方法論に基づく透明性の枠組みを規定し（同第13条）、グローバル・ストックテイクについても入手可能な最良の科学に照らして行うこととされている（同第14条第1項）。我が国においても、目標の強化や

主要施策の改定に当たって、科学の知見が反映されること及び国民に情報が提供され、その意見が反映される仕組みが制度として確保されていることが必要であるため、法に明記しておくべきである。

(6) 目標達成のための主要施策

① パリ協定では、各国はNDCの達成のための国内措置を実施する義務を負っている（同第4条第2項）。もとより、温室効果ガスの人為的排出は、我が国の国民・事業者のあらゆる経済社会活動に由来するものであり、それらの活動が様々な分野と複雑に関連し合っていることから、その対策も多岐にわたって必要となる。住宅・建築物や機器、人や貨物の輸送や産業・製造業にかかるエネルギーの消費削減と効率改善による省エネの一層の推進とともに、2050年80%削減の実現に向けては、エネルギー消費の少ない建築物や機器の開発、発電や産業部門における石炭から天然ガスへの燃料転換、更には化石燃料から再生可能エネルギーへの大幅転換が不可避である。

その中で特に中核となる対策は、部門横断的対策である化石燃料の消費削減のための炭素の価格付け及び二酸化炭素の排出の約4割を占める発電部門における低炭素化の対策であることから、排出削減目標の実施のための主要施策として、炭素ベースのエネルギー価格引上げによって需要を低下させて排出削減を誘導する炭素の価格付け措置（炭素税やキャップ・アンド・トレード型国内排出量取引制度¹²など）及び再生可能エネルギーの導入促進（排出削減目標年ごとの再生可能エネルギーの導入目標の設定及び送配電系統への優先接続等）を法に明記しておくべきである。

② 炭素の価格付け政策の導入・強化

2015年度の温室効果ガス排出量（速報値）によれば、日本の温室効果ガスの約93%は二酸化炭素であり、その約94%は熱及び電力の供給に由来するエネルギー起源の化石燃料の燃焼によるものである。化石燃料の中でも石炭はエネルギー単位当たり天然ガスの約2倍の二酸化炭素を排出するため、石炭から天然ガスへの転換がまず求められる。また、二酸化炭素の約60%は排出量の上位1000か所未満の発電所やエネルギー多

¹²各排出源ごとに温室効果ガスの排出枠（キャップ）を定め、排出枠が余った国や排出源と、排出枠を超えて排出してしまった国や排出源との間で取引（トレード）する制度。削減目標を決め、その達成のために排出量に上限（キャップ）を定め、この上限を基に各排出源などに排出枠を配分し、実際の排出量との差分を取引（トレード）するキャップ・アンド・トレード型と、温室効果ガスの削減事業を何も行わない場合、あるいは事業前の段階の排出量（ベースライン）を基準とし、それを削減した分だけクレジットを発行し、これを温室効果ガス削減の対価とするベースライン・アンド・クレジット型がある。

消費工場等からの排出である¹³。これらの大規模部門や排出源における対策が重要である。

化石燃料の燃焼による二酸化炭素の排出を実質ゼロとしていくことは、排出に対する規制だけでは達成できず、炭素の価格付け政策によって経済の仕組みを変えていくことが不可欠である。気候変動対策における経済的手法とは、その排出に対して炭素税等の経済的負荷を課すことによって排出削減に経済的インセンティブをもたらすもので、「炭素の価格付け」と呼ばれる手法である。世界では炭素税が広く導入されている。排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード型）は主に大規模排出源に対する制度で、EUだけでなく、韓国では2015年に導入され、中国も2017年に導入を予定している¹⁴。

我が国においても炭素税は2012年10月から導入されているが、その税率はいまだに低く、特に石炭への課税が天然ガスより低率であるなど不十分である¹⁵。また、東京都及び埼玉県においてキャップ・アンド・トレード型排出量取引制度が導入されているが、国のレベルではいまだに計画もない。これらの政策を導入し、その実効性を図るべきである。

③ 長期エネルギー需給見通しの改定と再生可能エネルギー目標の引上げ

エネルギー起源の二酸化炭素の排出のうち発電による排出が約40%を占めており、その脱炭素化は気候変動対策における最重点項目である。

東日本大震災前の10年間平均の電源構成は、原発26%、石炭24%、天然ガス27%、石油12%、大型水力を含む再生可能エネルギーは11%であった。しかるに、2014年に改定されたエネルギー基本計画でも原子力発電と石炭火力発電が重要なベースロード電源と位置付けられ、2015年の長期エネルギー需給見通しにおける2030年の電源構成は、原子力20%～22%、石炭26%、天然ガス27%、石油3%、再生可能エネルギー22%～24%であって、東日本大震災前からほとんど変化がみられない。

しかし、今日、原子力発電は安全性への懸念のみならず、安い電源とはいえず、原則稼働年を40年とした核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

¹³気候ネットワーク調査 (<http://www.kiconet.org/national/disclosure/analysis-on-ghg-emissions-data>)

¹⁴環境省中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会第12回配布資料

(<http://www.env.go.jp/council/06earth/y0618-12.html>)

¹⁵「地球温暖化対策のための税」として段階的に導入。化石燃料ごとのCO₂排出原単位を用いて、それぞれの税負担がCO₂排出量1トン当たり289円に等しくなるよう、単体量（キロリットル又はトン）当たりの税率を設定し、これを2012年から3期にかけて既存の税に上乗せした。2016年4月以降、石油760円/kL、ガス780円/t、石炭670円/tである。

規制に関する法律の下で、2030年に20%～22%との見通しの実現可能性は極めて乏しい。地震大国でその活動期にある日本において、原子力に依存せずに脱炭素化を図っていくべきである。

さらに、石炭火力については47か所で新增設計画があり、これらを前提にすれば、2030年において現在の二酸化炭素排出量を上回るようになるのは必至である。

他方、2015年の再生可能エネルギー割合は、2012年に導入された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）によって太陽光発電が拡大したことから14%に至ったが、長期エネルギー需給見通しにおける2030年の再生可能エネルギーの割合は22%～24%¹⁶に過ぎず、他の主要国と比べても非常に低い目標である¹⁷。

パリ協定で求められる長期目標や2050年80%削減目標の達成には、このような長期エネルギー見通しにおける電源構成を根本的に改定し、石炭火力発電の割合を減少させ、原子力からの脱却を図り、再生可能エネルギーの導入目標を引き上げることが不可欠である。

そこで、2030年の再生可能エネルギー割合の目標を30%以上に引き上げ、2050年80%削減目標の達成のために求められる2040年及び2050年の再生可能エネルギー割合目標を定め、必要に応じ、更にこれらの目標を引き上げていくべきである¹⁸。

④ 再生可能エネルギー拡大のための施策

地域分散型で日照や風況に左右される特徴がある太陽光や風力発電などを含む再生可能エネルギーを大幅に拡大していくためには、2012年7月に導入された再生可能エネルギー電気の固定価格での買取及び送配電網の拡充と優先接続等を定めた固定価格買取制度の活用が必要である。そのために発送電分離等その他の措置をとる必要があることは、当連合会の2012年9月13日付け「『電力システム改革の基本方針について』の意見書」等で述べたとおりである。さらに、総括原価方式の廃止や小売部門の

¹⁶日本が気候変動枠組み条約に提出した2030年に2013年比26%削減との目標はこの長期エネルギー需給見通しを前提としたものである。

¹⁷ドイツは2025年までに総発電量の40%～45%、2030年までに55%～60%、2050年までに80%（再生可能エネルギー法）、EUは2030年に総発電量の30%、英国は2030年に総発電量の40%～65%、フランスは2030年に総発電量の50%、米国カリフォルニア州は2030年に総発電量の50%。

¹⁸2015年4月3日環境省が公表した「平成26年度2050年再生可能エネルギー等分散型エネルギー普及可能性検証検討委託業務報告書」では、現状の電力需要を前提としても2030年には発電電力量の24%～35%まで可能としている。

自由化等によって消費者が再生可能エネルギーを選択できるようにすることを含む電力システム改革の推進が不可欠である。

世界的にみれば、これらの制度によって再生可能エネルギーの導入が急速に進展し、コスト的にも火力発電とも競争力を持ちつつあり、今後、更に低下が見込まれていることから、パリ協定の発効を得て、一層拡大する動きにある。

しかるに、我が国においては、2012年7月になって電気事業者による再エネ特措法が施行され、太陽光発電を中心に拡大してきた。しかし、2014年から再生可能エネルギーの無制限無補償の接続拒否を認める指定電気事業者制度が広く運用され、さらに、2016年5月に再エネ特措法の系統への優先接続規定が削除されたことなどから、再生可能エネルギーの導入拡大の動きが鈍化している。また、他の国に比べて設置コストもなお高い水準にある。

よって、再生可能エネルギーの拡大のために、固定価格買取制度を維持し、指定電気事業者制度を廃止し、再生可能エネルギー電気の系統への優先接続を明確にして事業の予見可能性を高める必要がある。

以上